

平成26年度 税条例等の一部改正概要

〔平成26年4月1日適用〕

1 【条例附則第6条】 《法附則第4条》

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る規定の削除
単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから削除

2 【条例附則第6条の2】 《法附則第4条の2》

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る規定の削除
単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから削除

3 【条例附則第6条の3】 《法附則第4条の3》

阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例に係る規定の削除
単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから削除

4 【条例附則第8条第1項】 《法附則第6条》

肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例に係る規定の改正
地方税法の改正により、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について適用期限を平成30年度まで3年間延長する規定の整備

5 【条例附則第10条の2】 《法附則第15条》

法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合に係る規定の追加
地方税法の改正により、法律で定める上限・下限の範囲内で軽減を定めることが規定〔地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）〕の適用が改正されたことによる規定の整備

- ・法附則第15条第2項第1号
水質汚濁防止法に規定する特定施設又は指定地域特定施設 3分の1
- ・法附則第15条第2項第2号
大気汚染防止法に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設 2分の1
- ・法附則第15条第2項第3号
土壌汚染対策法に規定する特定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設 2分の1
- ・法附則第15条第2項第38号
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に規定する総務省令で定められた機器 4分の3

6 【条例附則第10条の3第9項（新設）】 《法附則第15条の10》

新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定の追加

地方税法の改正により、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額措置に係る規定の新設

7【条例附則第17条の2第1項及び第2項】《法附則第34条の2》

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に係る規定の改正

地方税法の改正により、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、適用期限を平成29年度まで3年間延長する規定の整備

8【条例附則第21条第1項】《法附則第41条第3項》

旧民法34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定の改正

地方税法の改正により、規定の明確化をするための条文の整備

9【条例附則第21条第2項】《法附則第41条第11項第1号から第5号》

旧民法34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定の削除

地方税法の改正により、移行一般社団法人等に係る非課税措置廃止に伴う規定の削除

10【条例附則第21条の2】《法附則第41条第8項》

旧民法34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定の改正

地方税法の改正により、適用条文の項ずれによる条文の整備

〔平成26年10月1日適用〕

1【条例第34条の4】《法第314条の4》

法人税割の税率に係る規定の改正

地方法人税の創設に対応した法人町民税に係る法人税割の税率引き下げに伴い、次とおり改める

現行 14.7% → 改正後 12.1%

〔平成27年1月1日適用〕

1【条例附則第4条の2】《法附則3条の2の4》

公益法人等に係る町民税の課税の特例に係る規定の改正

租税特別措置法の改正により、適用条文の項ずれによる条文の整備

2 【条例附則第19条の3第2項】 《法附則第35条の3の2》

非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例に係る規定の改正

地方税法の改正により、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例について、相続若しくは遺贈による取得に係る条文の整備

3 【条例附則第22条】 《法附則第42条》

東日本大震災に係る雑損控除額等の特例に係る規定の削除

東日本大震災に係る特例については、必ず条例によって定められなければならないとされている事項を除き、条例に規定しないことによる規定の削除

4 【条例附則第22条の2】 《法附則第44条の2》

東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例に係る規定の削除

東日本大震災に係る特例については、必ず条例によって定められなければならないとされている事項を除き、条例に規定しないことによる規定の削除

5 【条例附則第23条】 《法附則第45条》

東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例に係る規定の削除

東日本大震災に係る特例については、必ず条例によって定められなければならないとされている事項を除き、条例に規定しないことによる規定の削除

6 【条例附則第24条】 《地方財確法第2条》

個人の町民税の税率の特例に係る規定の改正

八雲町税条例第22条から第23条の削除による規定の繰り上げ（→条例附則第22条）

〔平成27年4月1日適用〕

1 【条例第82条】 《法444条》

軽自動車税の税率に係る規定の改正

地方税法の改正により、軽自動車税の税率について次のとおり改める

(1) 原動機付自転車

イ 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ニに掲げるものを除く。) 年額 1,000円 → 2,000円

ロ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの
年額 1,200円 → 2,000円

ハ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 1,600円 → 2,400円

ニ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造

上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 2,500円 → 3,700円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

イ 軽自動車

2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 2,400円 → 3,600円

3輪のもの 年額 3,100円 → 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの 営業用 年額 5,500円 → 6,900円

自家用 年額 7,200円 → 10,800円

貨物用のもの 営業用 年額 3,000円 → 3,800円

自家用 年額 4,000円 → 5,000円

専ら雪上を走行するもの 年額 2,400円 → 3,600円

ロ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 1,600円 → 2,400円

その他のもの 年額 4,700円 → 5,900円

(3) 2輪の小型自動車 年額 4,000円 → 6,000円

〔平成28年4月1日適用〕

1 【条例第23条第2項及び第3項】 《法第294条》

町民税の納税義務者等に係る規定の改正

法人税法において、外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う規定の整備

2 【条例第48条第2項及び第5項】 《法第321条の8》

法人の町民税の申告納付に係る規定の改正

法人税法において、外国法人の外国税額控除制度新設に伴う規定の整備

3 【条例第52条第1項】 《法第327条》

法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金に係る規定の改正

法人税法において、外国法人の申告納付制度新設に伴う規定の整備

4 【条例附則第16条(新設)】 《法附則第30条》

軽自動車税の税率の特例に係る規定の追加

地方税法の改正により、車両番号の指定を受けてから13年を経過した3輪以上の軽自動車(経年車)に対する重課に係る規定の新設

軽自動車

3輪のもの 年額 3,900円 → 4,600円

4輪以上のもの

乗用のもの 営業用 年額 6,900円 → 8,200円

	自家用	年額	10,800円	→	12,900円
貨物用のもの	営業用	年額	3,800円	→	4,500円
	自家用	年額	5,000円	→	6,000円

〔平成29年1月1日適用〕

1 【条例第33条第5項】 《法第313条》

所得割の課税標準に係る規定の改正

地方税法の改正により、適用条文の号ずれによる条文の整備

2 【条例附則第7条の4】 《法附則5条の5》

寄付金税額控除における特例控除額の特例に係る規定の改正

地方税法の改正により、適用条文の項ずれによる条文の整備

3 【条例附則第19条第1項】 《法附則第35条の2》

一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例に係る規定の改正

地方税法の改正により、規定の明確化をするための条文の整備

4 【条例附則第19条の2第2項】 《法附則第35条の2の2》

上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例に係る規定の改正

地方税法の改正により、規定の明確化をするための条文の整備

〔子供・子育て支援法の施行の日適用〕

1 【条例第57条】 《法第348条第2項第10号から第10号の9》

固定資産税の納税義務者に係る規定の改正

地方税法の改正により、適用条文の号ずれによる条文の整備

2 【条例第59条】

《法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9、第11号の3から11号の5、第12号》

固定資産税の非課税の規定を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告に係る規定の改正

地方税法の改正により、適用条文の号ずれによる条文の整備